商品概要説明書

100%応援型住宅ローン

(2024年7月1日現在)

商品名	100%応援型住宅ローン
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	〇お借入時の年齢が満 18 歳以上満 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳 未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予 定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。
	○前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、農業以外の自営業者の場合、過去2年間の所得が 300 万円以上の方。
	○勤続年数が1年以上の方。ただし、農業以外の自営業者の場合、営業年数が2年 以上の方。
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはそのご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象
	とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。
	②土地の購入(2年以内に新築し、居住する予定があること。)。
	③住宅の増改築・改装・補修。
資金使途	④住宅関連設備等。
貝並快感	⑤他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換と併せた増改築・改装・補
	修
	⑥①~⑤の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン(マイカーロ
	ーン、教育ローン)等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」とい
	う。)
	⑦上記①~⑥に付随して発生する一切の費用
	○10万円以上10,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入金額	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限
	額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的
	型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の
	総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。
借入期間	○据置期間を含め3年以上50年以内とします。
	○据置期間は、初回ご融資日から1年後までの範囲内とします。
	○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則として
	現在お借入中の住宅資金の残存期間内(40年を限度)とし、据置期間の設定は

できません。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおけ る貸付期間の範囲内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選 択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせい たします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択する こともできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となり ます。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固 定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利 に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレ ート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月 借入利率 1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日) 以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレー ト)が年 0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせ ていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレ ート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返 済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレ ート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月 1日から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせく ださい。 ○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もし くは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、年2回返済方式(農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済 返済方法 による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれか をご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、 ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過す るまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返

	沙姑子,小肚子,红带 \$24一人 \$244	脚放り甘いいて燃		17友子 甘※	
	済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日本に同様の思索した行う。				
	を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご				
	返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残				
	高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。				
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)に				
担保	第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。				
	○借地上の建物などの場合には、当 J A が指定する保証機関所定の審査基準により、				
	建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入のうえ、				
	火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがござい				
	ます。				
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(福岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただき				
	ますので、原則として保証人は不要です。				
	○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。				
	①一括前払				
	ご融資時に、一律保証料(24,000円)と併せて、保証料率に応じた保証料を一				
	括してお支払いいただきます (0.13%、0.18%、0.28%、0.38%のいずれか。)。				
	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料 保証料率 0.18% (例)】				
保証料	お借入期間 10年 20年	30年 35年	40年	50 年	
	保証料(円) 79,538 136,858	175,025 188,29	0 198,511	212,075	
	②分割後払				
	ご融資時に、一律保証料(24,000円)をお支払いいただき、約定返済日に保証				
	料率に応じた保証料をお支払いいただきます。				
	なお、保証料率は年 0.13%、0.18%、0.28%、0.38%のいずれかです。				
	○当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。				
	なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命				
	共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。				
団体信用生命共済(保)	団体信用生命共済(保	:険)名	加算利率	3	
	団体信用生命共済(特約なし)	なし			
	がん団信 (CA社)	年0.1%			
	ワイド団信(CA社)	年0.1%			
	団体信用生命共済(連生)	年0.1%			
	連生団信(CA社)		年0.2%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年0.2%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)		年0.3%		
			1 0.0 /0		
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団				
	体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用				
	にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。				
	年0.4%				
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次				

	の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	①全額繰上返済の場合… 円		
	②一部繰上返済の場合… 円		
	○		
	変更手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 円の取扱手数料(消 ##### のまといるが、悪です		
	費税等含む。)が必要です。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本		
	支店(所)または金融共済部(電話:0944-32-0316)にお申し出くだ		
	さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切		
	な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受		
苦情処理措置および	け付けております。		
紛争解決措置の内容	○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。		
	上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。		
	福岡県弁護士会紛争解決センター		
	天神弁護士センター (電話:092-741-3208)		
	北九州法律相談センター (電話:093-561-0360)		
	久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)		
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審		
	査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もご		
	ざいますので、あらかじめご了承ください。		
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証		
	明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表		
	示いたします。		
	〇おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が 含		
	まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があり		
その他	ます。		
	○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となりま		
	す。		
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合		
	わせください。		
	 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済され		
	 た場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所		
	得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせ		
	ください。		
	· · · · · ·		

JA福岡大城